

ランク区分の見直しの基礎とした 20 の指標(平成 22 年度) (案)

I 所得・消費関係

- ① 1 人当たりの県民所得
「県民経済計算年報」内閣府（平成 15～19 年）
- ② 雇用者 1 人当たりの雇用者報酬
「県民経済計算年報」内閣府（平成 15～19 年）
- ③ 都道府県庁所在都市別 2 人以上世帯の 1 か月当たりの支出
「家計調査年報」総務省（平成 17～21 年）
- ④ 都道府県庁所在都市別消費者物価地域差指数
「消費者物価指数年報」総務省（平成 17～21 年）
- ⑤ 都道府県庁所在都市別標準生計費
「人事院給与勧告資料」人事院（平成 17～21 年）

II 給与関係

- ⑥ 1 人 1 時間当たり所定内給与額（5 人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 17～21 年）
- ⑦ 常用労働者 1 人 1 時間当たり所定内給与額（5 人以上）
「毎月勤労統計調査 — 地方調査 —」厚生労働省（平成 17～21 年）
- ⑧ 常用労働者 1 人 1 時間当たり所定内給与額（中位数）（1～29 人（製造業 99 人））
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成 18～22 年）
- ⑨ 常用労働者 1 人 1 時間当たりきまって支給する現金給与額（1～4 人）
「毎月勤労統計調査特別調査」厚生労働省（平成 17～21 年）
- ⑩ パートタイム女性労働者の 1 人 1 時間当たり所定内給与額（5 人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成 17～21 年）

- ⑪ 常用労働者1人1時間当たりきまって支給する現金給与における第1・二十分位数（1～4人）
「毎月勤労統計調査特別調査」厚生労働省（平成17～21年）
- ⑫ 1人1時間当たり所定内給与における第1・二十分位数（5～9人、10～29人）
「賃金構造基本統計調査特別集計結果」厚生労働省（平成17～21年）
- ⑬ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・二十分位数（1～29人（製造業99人））
「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省（平成18～22年）
- ⑭ 新規高校学卒者の初任給（10人以上）
「賃金構造基本統計調査」厚生労働省（平成17～21年）
- ⑮ 中小・中堅企業春季賃上げ妥結額（1000人未満）
「中小企業労働情報」厚生労働省（平成16～20年）

Ⅲ 企業経営関係

- ⑯ 1就業者当たり年間製造品出荷額（4人以上）
「工業統計表」経済産業省（平成16～20年）
- ⑰ 1有業者当たり年間出来高（建設業）
「建設総合統計年度報」国土交通省（平成17～21年）
「就業構造基本統計調査」総務省（平成19年）
- ⑱ 1就業者当たり年間販売額（卸売業、小売業）
「商業統計表」経済産業省（平成16年及び19年）
- ⑲ 1就業者当たり年間売上高（一般飲食店）
「商工業実態基本調査」通産省（平成10年）
- ⑲ 1就業者当たり年間事業収入額（一般飲食店）
「サービス業基本調査」総務省（平成16年）
- ⑳ 1就業者当たり年間事業収入額（サービス業）
「サービス業基本調査」総務省（平成16年）